

佐賀県訓令甲第13号

健康福祉部
各保健福祉事務所
各保健所

保健福祉事務所処務規程（平成18年佐賀県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年6月18日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(211) 略</p> <p><u>(212) 大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第9条、第9条の3、第10条の3及び第10条の6の規定による受理書の交付に関すること。</u></p> <p>(213)～(220) 略</p> <p><u>(221) 水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第6条の規定による受理書の交付に関すること。</u></p> <p>(222)～(230) 略</p> <p><u>(231) ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成11年総理府令第67号）第5条の規定による受理書の交付に関すること。</u></p> <p>(232)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>（保健福祉事務所長の専決事項）</p> <p>第2条 保健福祉事務所長（以下この条において「所長」という。）は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(211) 略</p> <p><u>(212) 削除</u></p> <p>(213)～(220) 略</p> <p><u>(221) 削除</u></p> <p>(222)～(230) 略</p> <p><u>(231) 削除</u></p> <p>(232)～(299) 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。